

川口市障害者事業所等物価等高騰対策支援金交付要綱

(目的)

- 第1条 この要綱は、原油価格や物価の高騰により、障害者事業所等の運営に強い影響を受けている事業者に対し、予算の範囲内において川口市障害者事業所等物価等高騰対策支援金を交付することにより、障害福祉サービスの安定的な供給の継続を支援し、事業所の負担軽減と経営の安定を図ることを目的とする。
- 2 前項の支援金の交付に関しては、川口市補助金等交付規則（昭和50年5月1日規則第24号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付対象)

- 第2条 川口市障害者事業所等物価等高騰対策支援金（以下「支援金」という。）の交付対象は、令和7年4月1日（以下「基準日」という。）時点において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）等に規定される、別表に掲げる障害福祉サービスを実施する川口市指定の事業所又は施設並びに川口市所在の地域活動支援センター（以下「事業所等」という。）を運営する法人（以下「対象法人」という。）であること。ただし、基準日以降に廃止したまたは基準日時点と申請日時点の両日において休止している事業所等を除く。なお、基準日以降に開設した事業所等のうち、事業所等の統廃合等で従前の事業所等を承継していると認められるものは交付対象とする。

(支援金の交付額)

- 第3条 支援金の交付額は別表のとおりとする。

(支援金の交付申請)

- 第4条 対象法人が支援金の交付を受けようとするときは、川口市障害者事業所等物価等高騰対策支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）（以下「申請書兼請求書」という。）を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の交付申請は規則第11条の実績報告を兼ねるものとする。

(支援金の交付決定及び通知)

- 第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請に係る書類等の内容を審査し、支援金の交付を適当と認めるときは、速やかに支援金の交付の決定を行い、川口市障害者事業所等物価等高騰対策支援金交付決定兼確定通知書（様式第2号）により、支援金を交付しないことと決定したときは、川口市障害者事業所等物価等高騰対策支援金不交付決定通知書（様式第3号）により理由を付して対象法

人に通知する。

（支援金の交付）

第6条 前条による交付決定後、速やかに補助金を交付するものとする。

（書類の保存）

第7条 支援金の交付を受けた対象法人（以下「交付法人」という。）は、次の各号に定める書類について、支援金の交付を受けた会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

- （1）第5条に定める川口市障害者事業所等物価等高騰対策支援金交付決定兼確定通知書
- （2）電気料金、ガス料金、ガソリン代、軽油代、食材費等（水道料金は除く。）の領収書等

（調査等）

第8条 市長は、支援金に関し必要があると認めるときは、交付法人に対し報告を求め、文書を提出させ、又は実地に調査を行うことができる。

（交付決定の取消し）

第9条 市長は、交付法人が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付決定を取り消すものとする。

- （1）偽りその他不正な手段により支援金の交付を受けたとき。
- （2）支援金の交付の条件又はこの要綱に違反したとき。
- （3）前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める事由が生じたとき。

（支援金の返還）

第10条 市長は、前条の規定により支援金の交付決定を取り消した場合において、既に支援金が交付されているときは、川口市障害者事業所等物価等高騰対策支援金返還請求書（様式第4号）により期限を定めてその返還を命ずることができる。

（電子情報処理組織による書類の提出）

第11条 この要綱の規定による申請書兼請求書については、電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われた申請については、書面により行われたものとみなして、当該申請に関するこの要綱の規定を適用する。

(委任)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表

事業所種別	障害福祉サービス種別	交付額
訪問系事業所 1	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護	枠内のサービス種別に対して 限度額 20,000 円
訪問系事業所 2	計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援事業	枠内のサービス種別に対して 限度額 20,000 円
通所系事業所 1	生活介護、自立訓練（機能・生活）、就労移行支援（就労定着も含む）、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型	枠内のサービス種別に対して 限度額 90,000 円
通所系事業所 2	短期入所（空床利用を除く）、自立生活援助、地域活動支援センター	枠内のサービス種別に対して 限度額 90,000 円
通所系事業所 3	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援	枠内のサービス種別に対して 限度額 90,000 円
入所施設	施設入所支援	枠内のサービス種別に対して 利用者 1 人あたり 7,500 円に 定員を乗じた金額
グループホーム	共同生活援助	運営する法人毎に定員を算出し 定員 15 人以下 限度額 90,000 円 運営する法人毎に定員を算出し 定員 16 人以上 利用者 1 人あたり 7,500 円に 定員を乗じた金額